

令和 8 年 2 月第441回定例福井県議会議案
(令和 7 年度 2 月補正予算(案)関係)

福 井 県

目 次

第122号議案	令和7年度福井県一般会計補正予算（第6号）	(1)
第123号議案	令和7年度福井県公債管理特別会計補正予算（第1号）	(31)
第124号議案	令和7年度福井県用品等集中管理事業特別会計補正予算（第1号）	(35)
第125号議案	令和7年度福井県災害救助基金特別会計補正予算（第2号）	(39)
第126号議案	令和7年度福井県国民健康保険特別会計補正予算（第1号）	(43)
第127号議案	令和7年度福井県母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計補正予算（第1号）	(49)
第128号議案	令和7年度福井県営産業団地整備事業特別会計補正予算（第1号）	(53)
第129号議案	令和7年度福井県中小企業支援資金貸付金特別会計補正予算（第1号）	(57)
第130号議案	令和7年度福井県沿岸漁業改善資金貸付金特別会計補正予算（第1号）	(61)
第131号議案	令和7年度福井県林業改善資金貸付金特別会計補正予算（第1号）	(65)
第132号議案	令和7年度福井県県有林事業特別会計補正予算（第1号）	(69)
第133号議案	令和7年度福井県駐車場整備事業特別会計補正予算（第1号）	(73)
第134号議案	令和7年度福井県港湾整備事業特別会計補正予算（第2号）	(77)
第135号議案	令和7年度福井県病院事業会計補正予算（第2号）	(81)
第136号議案	令和7年度福井県臨海工業用地等造成事業会計補正予算（第2号）	(85)
第137号議案	令和7年度福井県工業用水道事業会計補正予算（第2号）	(87)
第138号議案	令和7年度福井県水道用水供給事業会計補正予算（第2号）	(91)
第139号議案	令和7年度福井県臨海下水道事業会計補正予算（第2号）	(93)
第140号議案	令和7年度福井県流域下水道事業会計補正予算（第1号）	(97)

目 次

第141号議案	福井県県有建築物整備基金条例の制定について	(101)
第142号議案	福井県こども家族館の設置および管理に関する条例の一部改正について	(103)
第143号議案	福井県教育振興基金条例の制定について	(107)
第144号議案	県有財産の取得について	(109)
第145号議案	県有財産の取得について	(111)
第146号議案	吉野瀬川ダム建設工事（ダム本体）請負契約の変更について	(113)
第147号議案	権利の放棄について	(115)
第148号議案	専決処分につき承認を求めることについて（令和7年度福井県一般会計補正予算（第5号））	(119)
報告第85号	専決処分の報告について（損害賠償額の決定および和解について）	(131)
報告第86号	専決処分の報告について（損害賠償額の決定および和解について）	(135)
報告第87号	専決処分の報告について（損害賠償額の決定および和解について）	(139)
報告第88号	専決処分の報告について（損害賠償額の決定および和解について）	(143)
報告第89号	専決処分の報告について（損害賠償額の決定および和解について）	(147)
報告第90号	専決処分の報告について（損害賠償額の決定および和解について）	(151)
報告第91号	専決処分の報告について（損害賠償額の決定および和解について）	(155)
報告第92号	専決処分の報告について（損害賠償額の決定および和解について）	(159)
報告第93号	専決処分の報告について（損害賠償額の決定および和解について）	(163)
報告第94号	専決処分の報告について（損害賠償額の決定および和解について）	(167)
報告第95号	専決処分の報告について（損害賠償額の決定および和解について）	(171)
報告第96号	専決処分の報告について（損害賠償額の決定および和解について）	(175)

令和7年度福井県の一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 嶸入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,200,425千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ555,332,468千円とする。

2 嶸入歳出予算の補正の款項の区分および当該区分ごとの金額ならびに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（継続費の補正）

第2条 継続費の変更は、「第2表継続費補正」による。

（繰越明許費の補正）

第3条 繰越明許費の追加は、「第3表繰越明許費補正」による。

2 繰越明許費の変更は、「第3表の1繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第4条 債務負担行為の追加は、「第4表債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第5条 地方債の追加は、「第5表地方債補正」による。

2 地方債の変更は、「第5表の1地方債補正」による。

令和8年2月20日提出

福井県知事 石田嵩人

第1表 歳入歳出予算補正 歳 入 (単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 県税		144,211,166	894,777	145,105,943
1 県民税		36,372,478	1,177,961	37,550,439
2 事業税		40,530,804	77,096	40,607,900
3 地方消費税		28,039,453	215,946	28,255,399
4 不動産取得税		1,930,632	193,213	2,123,845
5 県たばこ税		831,123	11,038	842,161
6 ゴルフ場利用税		203,938	△377	203,561
7 軽油引取税		6,845,933	△103,403	6,742,530
8 自動車税		12,926,542	29,368	12,955,910
10 固定資産税		1,512,656	△17,897	1,494,759
11 狩猟税		8,957	△1,455	7,502
12 核燃料税		15,007,088	△686,713	14,320,375
2 地方消費税清算金		41,516,296	3,870,591	45,386,887
1 地方消費税清算金		41,516,296	3,870,591	45,386,887
3 地方譲与税		17,386,297	1,382,991	18,769,288
1 特別法人事業譲与税		15,701,430	1,383,563	17,084,993

款	項	補正前の額	補正額	計
	2 地方揮発油譲与税 3 石油ガス譲与税 4 自動車重量譲与税 6 森林環境譲与税 7 航空機燃料譲与税	1,415,008 48,600 141,356 79,438 464	4,832 1,617 522 △7,520 △23	1,419,840 50,217 141,878 71,918 441
4 地方特例交付金		480,000	△42,000	438,000
	1 地方特例交付金	480,000	△42,000	438,000
5 地方交付税		134,976,736	8,479,669	143,456,405
	1 地方交付税	134,976,736	8,479,669	143,456,405
6 交通安全対策特別交付金		150,000	△20,000	130,000
	1 交通安全対策特別交付金	150,000	△20,000	130,000
7 分担金および負担金		3,067,306	124,581	3,191,887
	1 負担金	3,067,306	124,581	3,191,887
8 使用料および手数料		5,219,934	276,292	5,496,226
	1 使用料	4,048,822	247,207	4,296,029
	2 手数料	1,171,112	29,085	1,200,197
9 国庫支出金		89,910,284	4,322,304	94,232,588
	1 国庫負担金	44,986,535	△5,076,553	39,909,982

	2 国庫補助金	42,694,490	9,538,235	52,232,725
	3 委託金	2,229,259	△139,378	2,089,881
10 財産収入		1,244,364	197,368	1,441,732
	1 財産運用収入	752,391	97,732	850,123
	2 財産売払収入	491,973	99,636	591,609
11 寄附金		288,872	△27,037	261,835
	1 寄附金	288,872	△27,037	261,835
12 繰入金		10,872,059	△2,048,637	8,823,422
	1 特別会計繰入金	310,541	17,247	327,788
	2 公営企業会計繰入金	171,703	59,270	230,973
	3 基金繰入金	10,389,815	△2,125,154	8,264,661
14 諸収入		35,990,284	△9,026,324	26,963,960
	1 延滞金、加算金および過料等	99,171	△25,221	73,950
	2 県預金利子	92,274	54,547	146,821
	3 貸付金元利収入	30,500,716	△9,106,876	21,393,840
	4 受託事業収入	563,234	△245,753	317,481
	5 収益事業収入	2,011,000	△197,264	1,813,736
	7 雑入	2,723,888	494,243	3,218,131
15 県債		66,773,000	△9,585,000	57,188,000

款	項	補正前の額	補正額	計
	1 県債	66,773,000	△9,585,000	57,188,000
補正されたなかった款に係る額		4,446,295		4,446,295
歳入合計		556,532,893	△1,200,425	555,332,468

		歳	出	(単位 千円)
款	項	補正前の額	補正額	計
1 議会費		1,057,499	△24,275	1,033,224
	1 議会費	1,057,499	△24,275	1,033,224
2 総務費		47,433,836	4,781,493	52,215,329
	1 総務管理費	13,723,115	5,552,230	19,275,345
	2 企画費	17,700,938	△203,921	17,497,017
	3 徴稅費	3,050,406	△220,442	2,829,964
	4 市町振興費	6,349,647	△385,385	5,964,262
	5 選挙費	1,756,329	△33,858	1,722,471
	6 防災費	4,113,562	82,168	4,195,730
	7 統計調査費	492,568	△20,575	471,993
	8 人事委員会費	114,655	544	115,199
	9 監査委員費	132,616	10,732	143,348
3 民生費		53,859,131	3,702,678	57,561,809
	1 社会福祉費	35,596,324	2,134,615	37,730,939
	2 児童福祉費	17,274,262	1,561,715	18,835,977
	3 生活保護費	504,067	23,843	527,910

款	項	補正前の額	補正額	計
	4 災害救助費	52,472	1,356	53,828
	5 自然保護費	432,006	△18,851	413,155
4 衛生費		28,837,484	3,025,965	31,863,449
	1 公衆衛生費	17,108,280	91,818	17,200,098
	2 環境衛生費	995,617	281,561	1,277,178
	3 保健所費	184,446	230,033	414,479
	4 医薬費	10,549,141	2,422,553	12,971,694
5 労働費		2,038,339	262,326	2,300,665
	1 労政費	1,494,661	390,857	1,885,518
	2 職業訓練費	463,688	△127,900	335,788
	3 労働委員会費	79,990	△631	79,359
6 農林水産費		39,664,404	△2,699,437	36,964,967
	1 農業費	10,853,605	42,351	10,895,956
	2 畜産業費	412,415	1,140	413,555
	3 農地費	18,645,942	△2,237,501	16,408,441
	4 林業費	6,374,155	△362,983	6,011,172
	5 水産業費	3,378,287	△142,444	3,235,843
7 商工費		45,386,370	△6,039,628	39,346,742

	1 商業費	37,404,447	△6,047,545	31,356,902
	2 工礦業費	5,365,292	△1,750,894	3,614,398
	3 繊維産業費	29,881	△2,994	26,887
	4 観光費	2,586,750	1,761,805	4,348,555
8 土木費		78,449,469	△6,996,783	71,452,686
	1 土木管理費	6,541,174	△183,077	6,358,097
	2 道路橋りょう費	39,461,482	△2,934,600	36,526,882
	3 河川海岸費	26,206,182	△3,154,739	23,051,443
	4 港湾費	4,044,623	△564,893	3,479,730
	5 都市計画費	1,675,691	△158,843	1,516,848
	6 住宅費	520,317	△631	519,686
9 警察費		25,640,261	114,544	25,754,805
	1 警察管理費	23,316,438	119,326	23,435,764
	2 警察活動費	2,323,823	△4,782	2,319,041
10 教育費		104,206,368	3,933,147	108,139,515
	1 教育総務費	17,297,213	4,670,018	21,967,231
	2 小中学校費	43,414,600	△1,001,450	42,413,150
	3 高等学校費	20,073,104	11,339	20,084,443
	4 特別支援学校費	9,061,455	119,016	9,180,471

款	項	補正前の額	補正額	計
	5 大学費	7,809,483	1,277	7,810,760
	6 社会教育費	4,898,197	123,268	5,021,465
	7 保健体育費	1,652,316	9,679	1,661,995
11 災害復旧費		8,542,697	△5,171,434	3,371,263
	1 農林水産施設災害復旧費	1,163,133	△841,502	321,631
	2 土木施設災害復旧費	7,379,564	△4,329,932	3,049,632
12 公債費		65,778,606	1,198,515	66,977,121
	1 公債費	65,778,606	1,198,515	66,977,121
13 諸支出金		54,938,429	2,912,464	57,850,893
	1 地方消費税清算金	27,802,240	494,432	28,296,672
	2 利子割交付金	54,334	176,774	231,108
	3 配当割交付金	1,076,532	28,763	1,105,295
	4 株式等譲渡所得割交付金	1,386,166	343,376	1,729,542
	5 法人事業税交付金	3,103,364	△62,693	3,040,671
	6 地方消費税交付金	20,847,949	1,936,969	22,784,918
	7 ゴルフ場利用税交付金	142,828	3,841	146,669
	8 環境性能割交付金	525,014	△8,998	516,016
14 予備費		700,000	△200,000	500,000

	1 予備費	700,000	△200,000	500,000
歳 出 合 計		556,532,893	△1,200,425	555,332,468

第2表 繼続費補正（変更）

(単位 千円)

款	項	事業名	補正前			補正後		
			総額	年度	年割額	総額	年度	年割額
総務費	企画費	福井城坤櫓等復元整備事業費	2,724,300	令和7年度	85,500	2,724,300	令和7年度	82,720
				令和8年度	702,800		令和8年度	484,552
				令和9年度	703,700		令和9年度	729,628
				令和10年度	619,000		令和10年度	634,500
				令和11年度	613,300		令和11年度	792,900
土木費	道路橋りょう費	道路新設改良費 〔福井港丸岡インター連絡道路 坂井市坂井町福島～丸岡町八ツ口地係〕	2,200,000	令和4年度	360,000	2,200,000	令和4年度	360,000
				令和5年度	700,000		令和5年度	700,000
				令和6年度	480,000		令和6年度	480,000
				令和7年度	400,000		令和7年度	360,000
				令和8年度	260,000		令和8年度	300,000
土木費	道路橋りょう費	道路新設改良費 〔福井港丸岡インター連絡道路 坂井市坂井町福島～丸岡町八ツ口地係 側道橋(仮称)〕	300,000	令和7年度	10,000	300,000	令和7年度	110,000
				令和8年度	100,000		令和8年度	90,000
				令和9年度	190,000		令和9年度	100,000
土木費	道路橋りょう費	橋りょう新設改良費	2,600,000	令和6年度	20,000	2,600,000	令和6年度	20,000

		一般国道162号 小浜市一番町～雲浜地係 西津橋(仮称)、大手橋(仮称)		令和7年度 令和8年度 令和9年度	250,000 1,320,000 1,010,000		令和7年度 令和8年度 令和9年度	1,110,000 460,000 1,010,000
土木費	河川海岸費	吉野瀬川ダム建設費	15,300,000	令和2年度	360,000	15,300,000	令和2年度	360,000
				令和3年度	2,440,000		令和3年度	2,440,000
				令和4年度	1,241,000		令和4年度	1,241,000
				令和5年度	5,392,000		令和5年度	5,392,000
				令和6年度	4,057,638		令和6年度	4,057,638
				令和7年度	244,900		令和7年度	1,594,900
				令和8年度	1,564,462		令和8年度	214,462
災害復旧費	土木施設災害復旧費	河川等災害復旧事業費 一級河川打波川 大野市上打波地係 落差工	1,400,000	令和5年度	300,000	1,400,000	令和5年度	300,000
				令和6年度	100,000		令和6年度	100,000
				令和7年度	623,239		令和7年度	100,000
				令和8年度	376,761		令和8年度	300,000
				令和9年度			令和9年度	600,000

第3表 繰越明許費補正（追加）

(単位 千円)

款	項	事業名	金額
総務費	企画費	高度情報化対策事業費	3,168
		県庁舎維持管理費	129,191
		地域交通対策推進事業費	1,004,507
		企画調整事業費	580,871
		嶺南振興局費	68,131
		北陸新幹線建設事業費	66,473
		高速交通企画推進事業費	163,000
		社会貢献活動推進費	5,821
		安全・安心まちづくり対策費	14,145
		国際交流事業費	36,683
		放射線監視事業費	457,920
		青少年健全育成費	33,135
		男女共同参画推進事業費	48,004
		生活学習館費	249,188
		県民交通安全思想普及費	7,517
	市町振興費	市町振興調整費	50,100
	防災費	防災対策費	679,961

総務費	防災費	防災行政無線整備事業費	301,300
		消防学校費	129,349
民生費	社会福祉費	民間法人指導育成費	2,827
		社会福祉推進費	127,678
		社会福祉施設整備費	73,083
		身体障がい者更生相談所費	333
		障がい者自立支援推進費	6,350
		老人福祉施設整備費	629,106
	児童福祉費	児童健全育成費	13,050
		児童福祉施設費	74,940
		保育所費	4,940
		こども療育センター運営費	9,591
	生活保護費	生活保護費	16,436
	自然保護費	自然公園整備事業費(公共)	36,367
		海浜自然センター費	15,122
衛生費	公衆衛生費	健康づくり推進事業費	41,487
		特定疾患対策費	1,007
	環境衛生費	環境基本計画推進事業費	404,563
	保健所費	保健所運営費	247,596
	医薬費	監視指導費	95,026

款	項	事業名	金額
衛生費	医薬費	緊急時安全対策費	53,526
		看護専門学校運営費	2,864
労働費	労政費	障がい者雇用促進費	25,238
		新規雇用対策費	297,777
農林水産費	農業費	農業経営対策事業費	688,715
		農村振興対策事業費	970
		特産品流通対策事業費	43,648
		園芸生産振興事業費	36,759
		水田農業対策事業費	39,851
		主要農作物採種管理費	24,300
		農業試験場費	44,303
	畜産業費	畜産経営対策事業費	9,573
		奥越高原牧場費	5,717
	農地費	地籍調査費補助金	13,336
		土地改良区育成強化対策事業費	11,200
		団体営基盤整備促進事業費（公共）	118,600
	林业費	県有林推進事業費	200,939
		林业労働力対策費	20,000
		地域森林育成支援事業費	28,740

農林水産費	林業費	県営林道事業費(公共)	148,810
		県単林道事業費	22,000
		県単治山事業費	76,000
		林業・木材産業構造改革事業費	2,442
		総合グリーンセンター費	11,710
		林木育種事業費	3,750
	水産業費	水産試験場費	16,799
		栽培漁業センター費	16,060
		内水面総合センター費	13,134
商工費	商業費	金融対策事業費	744,800
		情報産業集積促進事業費	51,879
	工鉱業費	企業誘致事業費	7,176
		地場産業振興対策事業費	372,654
		工業技術センター費	69,757
		技術開発基盤整備事業費	34,581
		陶芸公園管理費	8,749
	観光費	観光思想普及費	1,436
		観光伝普及事業費	2,006,256
		観光施設整備事業費	614,299
土木費	土木管理費	土木総務諸費用	20,000

款	項	事業名	金額
土木費	土木管理費	法施行事務費	47,586
		建築指導費	56,698
	道路橋りょう費	重要路線整備推進費	24,000
		県単交通安全施設整備費	35,181
		県单道路補修費	275,800
		県单道路維持費	26,838
		駐車場整備事業特別会計繰出金	1,645
		県单橋りょう補修費	56,479
		県单雪寒道路整備費	55,000
	河川海岸費	ダム管理費	4,708
		基幹河川改修費(受託)	5,344
		河川調査費	37,400
		砂防災害防止事業費	38,500
		県单砂防設備維持修繕費	8,127
		県单急傾斜地崩壊対策事業費	28,733
	港湾費	県单港湾維持補修費	6,400
		県单空港事業費	12,000
	都市計画費	都市計画策定指導調査費	58,520
		都市計画諸費用	625

土木費	都市計画費	都市公園整備事業費(公共)	10,500
		県単都市公園整備事業費	9,161
	住宅費	住宅管理費	689
		既設公営住宅改善事業費(公共)	168,070
警察費	警察管理費	庁舎維持管理費	78,561
	警察活動費	交通安全施設整備費	2,957
		交通安全対策費	6,386
教育費	教育総務費	教育指導管理費	3,667,326
		教育総合研究所管理費	346
		私学振興費	20,724
		福井運動公園費	20,867
	高等学校費	教育指導対策費	51,470
	特別支援学校費	特別支援教育センター費	887
		特別支援学校管理費	8,765
		県立学校施設リフレッシュ事業費	134,234
	大学費	高等教育振興費	464,011
	社会教育費	こども歴史文化館費	3,232
		芸術文化振興費	15,923
		文化財保護費	9,278
		図書館活動推進費	4,196

款	項	事業名	金額
教 育 費	社 会 教 育 費	奥越高原青少年自然の家費	31,385
		鯖江青年の家費	17,336
		歴史博物館費	12,003
		恐竜博物館費	10,098
		一乗谷朝倉氏遺跡博物館費	75,900
		美術館費	75,130
	保 健 体 育 費	社会体育振興費	8,768
		スポーツ一ツ振興費	16,995
		体育施設管理費	117,012
災 害 復 旧 費	農林水産施設災害復旧費	耕地災害復旧費(公共)	40,000
	土木施設災害復旧費	河川等災害復旧費(公共)	735,000

第3表の1 繰越明許費補正(変更)

(単位 千円)

款	項	事業名	金額	
			補正前	補正後
民生費	社会福祉費	身体障がい者福祉事業費	365,200	836,972
		介護保険事業費	1,504,540	2,977,404
衛生費	医薬費	医薬総務管理費	389,262	3,476,067
労働費	労政費	労働環境改善事業費	24,000	294,668
農林水産費	農地費	県営かんがい排水事業費(公共)	325,000	701,955
		県営土地改良総合整備事業費(公共)	4,828,145	6,806,460
		県営一般農道整備事業費(公共)	36,400	104,066
		県営農村総合整備事業費(公共)	167,000	249,091
		団体営農村総合整備事業費(公共)	85,670	118,670
		防災ダム事業費(公共)	100,000	180,000
		県営ため池等整備事業費(公共)	1,794,500	2,338,459
		団体営ため池等整備事業費(公共)	11,209	46,615
		湛水防除事業費(公共)	840,000	1,129,000
	林业費	造林事業費(公共)	750,000	1,250,290
		団体営林道事業費(公共)	43,260	83,325
		治山事業費(公共)	312,500	597,100

款	項	事業名	金額	
			補正前	補正後
農林水産費	水産業費	沿岸漁業振興対策費	560,000	581,845
		市町漁港改修事業費(公共)	31,750	36,250
		漁港修築事業費(公共)	371,120	413,720
		漁港改修事業費(公共)	130,550	133,836
商工費	商業費	商業振興費	1,479,020	4,921,157
土木費	道路橋りょう費	交通安全施設整備費(公共)	677,400	868,070
		道路災害防除費(公共)	923,860	964,760
		道路改良費(公共)	5,556,021	6,836,661
		県単道路改良費	139,000	490,175
		橋りょう補修費(公共)	1,711,782	1,982,194
		雪寒道路整備費(公共)	851,000	1,023,300
	河川海岸費	基幹河川改修費(公共)	3,102,000	3,520,900
		堰堤改良費(公共)	591,195	667,070
		総合流域防災事業費(公共)	1,622,173	2,045,073
		県単河川維持修繕費	32,350	912,150
		県単河川局部改良費	49,000	246,025
		県単河川開発費	200,000	240,000
		通常砂防事業費(公共)	1,694,000	1,984,940

土木費	河川海岸費	急傾斜地崩壊対策事業費(公共)	715,000	825,240
		海岸保全事業費(公共)	293,217	317,743
	港湾費	港湾管理費	273,350	349,560
		港湾改修費(公共)	96,000	181,500
	都市計画費	重要幹線街路事業費(公共)	373,000	513,000
		県単街路事業費	18,500	76,500

第4表 債務負担行為補正（追加）

(単位 千円)

事項	期間	限度額
土地改良事業費	令和8年度～令和9年度	8,000
農地防災事業費	令和8年度～令和9年度	757,000

第5表 地方債補正(追加)

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
出 納 管 理 費	14,000	普通貸借または 証券発行 (政府資金、その他)	7.0%以内 ただし、利率見直し方式で 借り入れる政府資金及び地 方公共団体金融機関資金に ついて、利率の見直しを行 った後においては、当該見 直し後の利率	償還年限30年以内 (うち据置期間5年以内)
生 活 学 習 館 運 営 費	246,000	//	//	
奥 越 高 原 牧 場 費	5,000	//	//	
地 場 产 業 振 興 対 策 事 業 費	107,000	//	//	
陶 芸 公 園 管 理 費	8,000	//	//	
福 井 運 動 公 園 整 備 費	10,000	//	//	
合 計	390,000			

第5表の1 地方債補正（変更）

(単位 千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
県庁舎改修事業費	230,000	普通貸借 または 証券発行 〔政府資金、 その他〕	7.0%以内 〔ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率〕	償還年限30年以内 (うち据置期間5年以内)	202,000	普通貸借 または 証券発行 〔政府資金、 その他〕	7.0%以内 〔ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率〕	償還年限30年以内 (うち据置期間5年以内)
合同庁舎改修事業費	136,000	〃	〃		141,000	〃	〃	
嶺南振興局費	30,000	〃	〃		51,000	〃	〃	
国際交流事業費	7,000	〃	〃		36,000	〃	〃	
北陸新幹線建設事業費	1,408,000	〃	〃		199,000	〃	〃	
地域鉄道支援事業費	58,000	〃	〃		357,000	〃	〃	
企画調整事業費	1,118,000	〃	〃		1,178,000	〃	〃	
防災対策費	1,967,000	〃	〃		1,591,000	〃	〃	
ふくい健康の森整備費	106,000	〃	〃		167,000	〃	〃	
老人福祉施設整備事業費	36,000	〃	〃		108,000	〃	〃	
障がい者福祉施設整備事業費	55,000	〃	〃		79,000	〃	〃	
児童厚生施設費	756,000	〃	〃		641,000	〃	〃	
児童福祉施設整備事業費	6,000	〃	〃		5,000	〃	〃	
小児療育センター整備費	16,000	〃	〃		17,000	〃	〃	

自然公園施設整備事業費	54,000	//	//			64,000	//	//
県民健康センター運営費	66,000	//	//			60,000	//	//
健康福祉センター改修事業費	29,000	//	//			259,000	//	//
産業人材育成推進費	19,000	//	//			12,000	//	//
土地改良事業費	2,888,000	//	//			2,700,000	//	//
農地防災事業費	1,442,000	//	//			923,000	//	//
林道事業費	193,000	//	//			187,000	//	//
治山事業費	851,000	//	//			753,000	//	//
総合グリーンセンター費	49,000	//	//			54,000	//	//
漁港建設事業費	474,000	//	//			414,000	//	//
情報産業集積促進事業費	36,000	//	//			63,000	//	//
工業技術センター運営費	158,000	//	//			216,000	//	//
観光施設整備事業費	124,000	//	//			119,000	//	//
建築指導費	321,000	//	//			269,000	//	//
道路事業費	13,220,000	//	//			11,403,000	//	//
国直轄道路事業費	8,245,000	//	//			7,251,000	//	//
河川事業費	6,602,000	//	//			5,923,000	//	//
国直轄河川事業費	8,657,000	//	//			7,189,000	//	//
砂防事業費	1,891,000	//	//			1,630,000	//	//
海岸保全事業費	307,000	//	//			179,000	//	//
海湾建設事業費	509,000	//	//			429,000	//	//
国直轄海湾事業費	1,345,000	//	//			920,000	//	//
街路事業費	283,000	//	//			256,000	//	//

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
公園緑地事業費	36,000	普通貸借 または 証券発行	7.0%以内 <small>ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率</small>	償還年限30年以内 <small>(うち据置期間5年以内)</small>	35,000	普通貸借 または 証券発行	7.0%以内 <small>ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率</small>	償還年限30年以内 <small>(うち据置期間5年以内)</small>
県営住宅建設費	184,000	//	//		193,000	//	//	
車両等整備費	34,000	//	//		27,000	//	//	
警察署舎建設費	1,318,000	//	//		1,013,000	//	//	
交通安全施設整備費	749,000	//	//		630,000	//	//	
事務局管理費	25,000	//	//		19,000	//	//	
高等学校整備費	2,723,000	//	//		2,599,000	//	//	
特別支援学校整備費	52,000	//	//		98,000	//	//	
県立大学施設整備費	3,161,000	//	//		3,266,000	//	//	
文化施設整備費	248,000	//	//		348,000	//	//	
図書館管理費	6,000	//	//		8,000	//	//	
青年の家等管理費	8,000	//	//		35,000	//	//	
体育施設整備費	264,000	//	//		270,000	//	//	
現年発生耕地災害復旧費(公共)	9,000	//	//		0	//	//	
現年発生漁港災害復旧費(公共)	59,000	//	//		0	//	//	
現年発生治山施設災害復旧費(公共)	19,000	//	//		0	//	//	
過年発生河川等災害復旧費(公共)	612,000	//	//		466,000	//	//	

現年発生河川等災害復旧費（公共）	1,632,000	//	//		467,000	//	//	
河川等災害復旧費（県単）	800,000	//	//		203,000	//	//	
現年発生港湾災害復旧費（公共）	66,000	//	//		0	//	//	
合 計	65,697,000				55,722,000			

第123号議案

令和7年度 福井県公債管理特別会計補正予算（第1号）

令和7年度福井県公債管理特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,011,639千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ105,515,514千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分および当該区分ごとの金額ならびに補正後の歳入歳出予算の金額は、「別表歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、次表「地方債補正」による。

地 方 債 補 正（変更）

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
借 挿 債	千円 29,020,000	普通貸借 または 証券発行 (政府資金、その他)	7.0%以内 <small>ただし、利率見直し方式で 借り入れる政府資金及び地 方公共団体金融機関資金に ついて、利率の見直しを 行った後においては、当該 見直し後の利率</small>	償還年限 20年以内 <small>うち据置期間 5年以内</small>	千円 28,712,000	普通貸借 または 証券発行 (政府資金、その他)	7.0%以内 <small>ただし、利率見直し方式で 借り入れる政府資金及び地 方公共団体金融機関資金に ついて、利率の見直しを 行った後においては、当該 見直し後の利率</small>	償還年限 20年以内 <small>うち据置期間 5年以内</small>

令和8年2月20日提出

福井県知事 石田嵩人

別 表 歳入歳出予算補正 歳 入 (単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 繰入金		75,483,875	1,319,639	76,803,514
	1 一般会計繰入金	65,483,875	1,319,639	66,803,514
2 県債		29,020,000	△308,000	28,712,000
	1 県債	29,020,000	△308,000	28,712,000
歳 入 合 計		104,503,875	1,011,639	105,515,514

歳出					(単位 千円)
款	項	補正前の額	補正額	計	
1 公債費	1 公債費	104,503,875	1,011,639	105,515,514	
歳出合計		104,503,875	1,011,639	105,515,514	

第124号議案

令和7年度 福井県用品等集中管理事業特別会計補正予算（第1号）

令和7年度福井県用品等集中管理事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ23,188千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ277,023千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分および当該区分ごとの金額ならびに補正後の歳入歳出予算の金額は、「別表歳入歳出予算補正」による。

令和8年2月20日提出

福井県知事 石田嵩人

別 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 使用料および手数料		57,574	△10,692	46,882
	1 使用料	57,574	△10,692	46,882
2 財産収入		186,735	△12,496	174,239
	1 財産売払収入	186,735	△12,496	174,239
補正されたなかった款に係る額		55,902		55,902
歳 入 合 計		300,211	△23,188	277,023

歳出					(単位 千円)
款	項	補正前の額	補正額	計	
1 用品等集中管理費		300,211	△23,188	277,023	
	1 用品調達費	210,302	△21,837	188,465	
	2 自動車管理費	34,275	△1,351	32,924	
歳出合計		300,211	△23,188	277,023	

第125号議案

令和7年度 福井県災害救助基金特別会計補正予算（第2号）

令和7年度福井県災害救助基金特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,813千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ51,427千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分および当該区分ごとの金額ならびに補正後の歳入歳出予算の金額は、「別表歳入歳出予算補正」による。

令和8年2月20日提出

福井県知事 石 嵩 人

別 表 歳入歳出予算補正 歳 入 (第2款繰入金を第3款とし、第1款財産収入を第2款)
 (とし、新たに第1款国庫支出金を設ける。) (単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 国庫支出金			1,742	1,742
	1 国庫負担金		1,742	1,742
2 財産収入		3,392	8	3,400
	1 財産運用収入	3,392	8	3,400
4 諸収入			63	63
	1 雜入		63	63
補正されなかつた款に係る額		46,222		46,222
歳 入 合 計		49,614	1,813	51,427

歳出					(単位 千円)
款	項	補正前の額	補正額	計	
1 民生費		49,614	1,813	51,427	
	1 災害救助基金	49,614	1,813	51,427	
歳出合計		49,614	1,813	51,427	

第126号議案

令和7年度 福井県国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

令和7年度福井県国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,412,725千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ59,583,174千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分および当該区分ごとの金額ならびに補正後の歳入歳出予算の金額は、「別表歳入歳出予算補正」による。

令和8年2月20日提出

福井県知事 石田嵩人

別 表 歳入歳出予算補正 歳 入 (第7款諸収入を第8款とし、新たに第7) (款繰越金を設ける。) (単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 国庫支出金		14,601,015	456,672	15,057,687
	1 国庫負担金	10,287,736	244,292	10,532,028
	2 国庫補助金	4,313,279	212,380	4,525,659
3 前期高齢者交付金		24,716,870	△19,195	24,697,675
	1 前期高齢者交付金	24,716,870	△19,195	24,697,675
4 共同事業交付金		190,199	△62,785	127,414
	1 共同事業交付金	190,199	△62,785	127,414
5 財産収入		14,027	3,719	17,746
	1 財産運用収入	14,027	3,719	17,746
6 繰入金		3,324,277	55,091	3,379,368
	1 他会計繰入金	3,305,373	73,995	3,379,368
	2 基金繰入金	18,904	△18,904	0
7 繰越金			745,522	745,522
	1 繰越金		745,522	745,522
8 諸収入		1,648	233,701	235,349
	1 雜入	1,648	233,701	235,349

款	項	補正前の額	補正額	計
補正されなかつた款に係る額		15,322,413		15,322,413
歳入合計		58,170,449	1,412,725	59,583,174

歳出					(単位 千円)
款	項	補正前の額	補正額	計	
1 民生費		58,170,449	1,412,725	59,583,174	
	1 国民健康保険費	58,170,449	1,412,725	59,583,174	
歳出合計		58,170,449	1,412,725	59,583,174	

第127号議案

令和7年度 福井県母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計補正予算（第1号）

令和7年度福井県母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,169千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ94,735千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分および当該区分ごとの金額ならびに補正後の歳入歳出予算の金額は、「別表歳入歳出予算補正」による。

令和8年2月20日提出

福井県知事 石田嵩人

別 表 歳入歳出予算補正 歳 入 (単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 繰越金		10,135	19,992	30,127
	1 繰越金	10,135	19,992	30,127
4 諸収入		48,872	△18,823	30,049
	1 貸付金元利収入	48,761	△18,823	29,938
補正されなかつた款に係る額		34,559		34,559
歳 入 合 計		93,566	1,169	94,735

歳出					(単位 千円)
款	項	補正前の額	補正額	計	
1 民生費		93,566	1,169	94,735	
	1 母子父子寡婦福祉資金貸付金	93,566	1,169	94,735	
歳出合計		93,566	1,169	94,735	

第128号議案

令和7年度 福井県営産業団地整備事業特別会計補正予算（第1号）

令和7年度福井県営産業団地整備事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,615,214千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,929,290千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分および当該区分ごとの金額ならびに補正後の歳入歳出予算の金額は、「別表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することのできる経費は、次表「繰越明許費」による。

繰 越 明 許 費

款	項	事 業 名	金 額
商 工 費	県営産業団地整備費	県営産業団地整備事業費	千円 6,572

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、次表「地方債補正」による。

地方債補正（変更）

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
県営産業団地整備事業費	千円 3,017,000	普通貸借 または 証券発行 (政府資金、その他)	7.0%以内 <small>ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機関資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率</small>	償還年限 30年以内 <small>うち据置期間 5年以内</small>	千円 1,941,000	普通貸借 または 証券発行 (政府資金、その他)	7.0%以内 <small>ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機関資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率</small>	償還年限 30年以内 <small>うち据置期間 5年以内</small>

令和8年2月20日提出

福井県知事 石田嵩人

別 表 歳入歳出予算補正 歳 入 (単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 繰入金		18,729	△1,168	17,561
	1 一般会計繰入金	18,729	△1,168	17,561
2 諸収入		1,508,775	△538,046	970,729
	1 雑入	1,508,775	△538,046	970,729
3 県債		3,017,000	△1,076,000	1,941,000
	1 県債	3,017,000	△1,076,000	1,941,000
歳 入 合 計		4,544,504	△1,615,214	2,929,290

歳出					(単位 千円)
款	項	補正前の額	補正額	計	
1 商工費		4,544,504	△1,615,214	2,929,290	
	1 県営産業団地整備費	4,544,504	△1,615,214	2,929,290	
歳出合計		4,544,504	△1,615,214	2,929,290	

令和7年度福井県中小企業支援資金貸付金特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ11,520千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ917,983千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分および当該区分ごとの金額ならびに補正後の歳入歳出予算の金額は、「別表歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、次表「地方債補正」による。

地 方 債 補 正（変更）

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
中小企業高度化資金 貸 付 金	千円 308,952	普通貸借 ま た は 証券発行 (政府資金、その他)	7.0%以内 <small>（ただし、利率見直し方式で 借り入れる政府資金及び地 方公共団体金融機関資金に ついて、利率の見直しを 行った後においては、当該 見直し後の利率）</small>	償還年限 30年以内 <small>（うち据置期間 5年以内）</small>	千円 302,652	普通貸借 ま た は 証券発行 (政府資金、その他)	7.0%以内 <small>（ただし、利率見直し方式で 借り入れる政府資金及び地 方公共団体金融機関資金に ついて、利率の見直しを 行った後においては、当該 見直し後の利率）</small>	償還年限 30年以内 <small>（うち据置期間 5年以内）</small>

令和8年2月20日提出

福井県知事 石田嵩人

別 表 歳入歳出予算補正 歳 入 (単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 繰入金		53,999	△700	53,299
	1 一般会計繰入金	53,999	△700	53,299
3 諸収入		566,443	△4,520	561,923
	1 貸付金元利収入	566,443	△4,520	561,923
4 県債		308,952	△6,300	302,652
	1 県債	308,952	△6,300	302,652
補正されなかつた款に係る額		109		109
歳 入 合 計		929,503	△11,520	917,983

歳出					(単位 千円)
款	項	補正前の額	補正額	計	
1 商工費		929,503	△11,520	917,983	
	1 中小企業支援資金貸付金	929,503	△11,520	917,983	
歳出合計		929,503	△11,520	917,983	

令和7年度福井県沿岸漁業改善資金貸付金特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,514千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ110,840千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分および当該区分ごとの金額ならびに補正後の歳入歳出予算の金額は、「別表歳入歳出予算補正」による。

令和8年2月20日提出

福井県知事 石田嵩人

別 表 歳入歳出予算補正 歳 入 (単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 財産収入		4	262	266
	1 財産運用収入	4	262	266
2 繰入金		128	△11	117
	1 一般会計繰入金	128	△11	117
3 繰越金		98,711	9,621	108,332
	1 繰越金	98,711	9,621	108,332
4 諸収入		3,483	△1,358	2,125
	1 貸付金元利収入	3,483	△1,358	2,125
歳 入 合 計		102,326	8,514	110,840

歳出					(単位 千円)
款	項	補正前の額	補正額	計	
1 農林水産費		102,326	8,514	110,840	
	1 沿岸漁業改善資金貸付金	102,326	8,514	110,840	
歳出合計		102,326	8,514	110,840	

第131号議案

令和7年度 福井県林業改善資金貸付金特別会計補正予算（第1号）

令和7年度福井県林業改善資金貸付金特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ75千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ102,870千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分および当該区分ごとの金額ならびに補正後の歳入歳出予算の金額は、「別表歳入歳出予算補正」による。

令和8年2月20日提出

福井県知事 石田嵩人

別 表 歳入歳出予算補正 歳 入 (単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 繰越金		85,081	75	85,156
	1 繰越金	85,081	75	85,156
補正されたなかった款に係る額		17,714		17,714
歳 入 合 計		102,795	75	102,870

歳出					(単位 千円)
款	項	補正前の額	補正額	計	
1 農林水産費		102,795	75	102,870	
	1 林業改善資金貸付金	102,795	75	102,870	
歳出合計		102,795	75	102,870	

第132号議案

令和7年度 福井県県有林事業特別会計補正予算（第1号）

令和7年度福井県県有林事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ21,227千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,189,177千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分および当該区分ごとの金額ならびに補正後の歳入歳出予算の金額は、「別表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することのできる経費は、次表「繰越明許費」による。

繰 越 明 許 費

款	項	事 業 名	金 額
農林水産費	県有林費	県有林維持管理事業費	千円 375,049

令 和 8 年 2 月 20 日 提 出

福 井 県 知 事 石 田 嵩 人

別 表 歳入歳出予算補正 歳 入 (単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 財産収入		162,368	△77,685	84,683
	1 財産売払収入	162,368	△77,685	84,683
4 繰入金		807,594	54,129	861,723
	1 一般会計繰入金	807,594	54,129	861,723
5 諸収入			2,329	2,329
	1 雜入		2,329	2,329
補正されなかつた款に係る額		240,442		240,442
歳 入 合 計		1,210,404	△21,227	1,189,177

歳出					(単位 千円)
款	項	補正前の額	補正額	計	
1 農林水産費		1,210,404	△21,227	1,189,177	
	1 県有林費	1,210,404	△21,227	1,189,177	
歳出合計		1,210,404	△21,227	1,189,177	

第133号議案 令和7年度 福井県駐車場整備事業特別会計補正予算（第1号）

令和7年度福井県駐車場整備事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,834千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ169,653千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分および当該区分ごとの金額ならびに補正後の歳入歳出予算の金額は、「別表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することのできる経費は、次表「繰越明許費」による。

繰 越 明 許 費

款	項	事 業 名	金 額
土 木 費	駐車場整備費	駐車場運営費	千円 3,500

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、次表「地方債補正」による。

地方債補正（変更）

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
福井駅西口地下駐車場整備事業費	千円 20,000	普通貸借 または 証券発行 (政府資金、その他)	7.0%以内 <small>ただし、利率見直し方式で 借り入れる政府資金及び地 方公共団体金融機関資金に ついて、利率の見直しを 行った後においては、当該 見直し後の利率</small>	償還年限 30年以内 <small>うち据置期間 5年以内</small>	千円 16,000	普通貸借 または 証券発行 (政府資金、その他)	7.0%以内 <small>ただし、利率見直し方式で 借り入れる政府資金及び地 方公共団体金融機関資金に ついて、利率の見直しを 行った後においては、当該 見直し後の利率</small>	償還年限 30年以内 <small>うち据置期間 5年以内</small>

令和8年2月20日提出

福井県知事 石田嵩人

別 表 歳入歳出予算補正 歳 入 (第3款県債を第4款とし、第2款繰入金を第3款とし、
新たに第2款国庫支出金を設ける。) (単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 使用料および手数料		101,226	△20,036	81,190
	1 使用料	101,226	△20,036	81,190
2 国庫支出金			1,855	1,855
	1 国庫補助金		1,855	1,855
3 繰入金		51,261	19,347	70,608
	1 一般会計繰入金	51,261	19,347	70,608
4 県債		20,000	△4,000	16,000
	1 県債	20,000	△4,000	16,000
歳 入 合 計		172,487	△2,834	169,653

歳出					(単位 千円)
款	項	補正前の額	補正額	計	
1 土木費		172,487	△2,834	169,653	
	1 駐車場整備費	172,487	△2,834	169,653	
歳出合計		172,487	△2,834	169,653	

第134号議案

令和7年度 福井県港湾整備事業特別会計補正予算（第2号）

令和7年度福井県港湾整備事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ22,708千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,858,293千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分および当該区分ごとの金額ならびに補正後の歳入歳出予算の金額は、「別表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の変更は、次表「繰越明許費補正」による。

繰 越 明 許 費 補 正（変更）

款	項	事 業 名	金 額	
			補 正 前	補 正 後
土 木 費	港 湾 費	港湾施設整備事業費	千円 466,000	千円 748,400

令 和 8 年 2 月 20 日 提 出

福 井 県 知 事 石 田 嵩 人

別 表 歳入歳出予算補正 歳 入 (第5款県債を第6款とし、第4款諸収入を第5款とし、新たに第4款繰越金を設ける。) (単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 使用料および手数料		429,340	11,413	440,753
	1 使用料	429,340	11,413	440,753
2 財産収入		34,200	△18,525	15,675
	1 財産売払収入	34,200	△18,525	15,675
3 繰入金		846,305	△89,181	757,124
	1 一般会計繰入金	846,305	△89,181	757,124
4 繰越金			3,788	3,788
	1 繰越金		3,788	3,788
5 諸収入		251,156	69,797	320,953
	1 雜入	251,156	69,797	320,953
補正されなかつた款に係る額		2,320,000		2,320,000
歳	入合計	3,881,001	△22,708	3,858,293

歳出					(単位 千円)
款	項	補正前の額	補正額	計	
1 土木費		3,881,001	△22,708	3,858,293	
	1 港湾費	3,881,001	△22,708	3,858,293	
歳出合計		3,881,001	△22,708	3,858,293	

第135号議案

令和7年度 福井県病院事業会計補正予算（第2号）

(総 則)

第1条 令和7年度福井県病院事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

(収益的収入および支出の補正)

第2条 令和7年度福井県病院事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入および支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(補正前の額)	(補正額)	(計)
	収	入	
第1款 病院事業収益	27,448,447千円	869,004千円	28,317,451千円
第1項 医業収益	23,308,295千円	△ 179,724千円	23,128,571千円
第2項 医業外収益	4,019,835千円	1,014,412千円	5,034,247千円
第3項 特別利益	120,317千円	34,316千円	154,633千円
支			
第1款 病院事業費用	28,615,864千円	756,426千円	29,372,290千円
第1項 医業費用	28,023,563千円	730,753千円	28,754,316千円
第2項 医業外費用	592,301千円	23,105千円	615,406千円
第3項 特別損失		2,568千円	2,568千円

(資本的収入および支出の補正)

第3条 予算第4条本文括弧書中、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額「2,551,406千円」を「1,459,380千円」に改め、資本

的収入および支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(補正前の額)	(補正額)	(計)
	収	入	
第1款 資 本 的 収 入	3,942,573千円	△ 12,753千円	3,929,820千円
第1項 企 業 債	1,783,000千円	△ 59,000千円	1,724,000千円
第3項 繙 入 金	2,130,731千円	△ 37,529千円	2,093,202千円
第4項 国 庫 補 助 金	22,189千円	△ 8,715千円	13,474千円
第5項 寄 附 金	3,960千円	55,391千円	59,351千円
第6項 固 定 資 産 売 却 代 金		37,100千円	37,100千円
	支	出	
第1款 資 本 的 支 出	6,493,979千円	△ 1,104,779千円	5,389,200千円
第1項 建 設 改 良 費	2,054,456千円	△ 55,279千円	1,999,177千円
第2項 企 業 債 償 還 金	3,436,346千円	△ 49,500千円	3,386,846千円
第3項 投 資	1,003,177千円	△ 1,000,000千円	3,177千円

(企業債の補正)

第4条 予算第5条に定めた企業債を次のとおり補正する。

(補 正 前)					(補 正 後)				
起債の目的	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法	
県立病院 施設改良 事業	1,065,000千円	普通貸借 または 証券発行	7.0% 以 内	償還年限 30年以内	1,044,000千円	普通貸借 または 証券発行	7.0% 以 内	償還年限 30年以内	

(政府資金、その他)	（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	（うち据置期間）	5年以内	(政府資金、その他)	（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	（うち据置期間）	5年以内	
器 械 備 品	718,000千円	〃	〃	償還年限 10年以内	680,000千円	〃	〃	償還年限 10年以内

（うち据置期間）
1年以内

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正）

第5条 予算第8条に定めた経費の金額を次のとおり補正する。

（科 目）	（補正前の額）	（補正額）	（計）
（1）職 員 給 与 費	12,196,701千円	411,401千円	12,608,102千円

（たな卸資産購入限度額の補正）

第6条 予算第9条に定めたたな卸資産の購入限度額「5,076,162千円」を「5,374,827千円」に改める。

令 和 8 年 2 月 20 日 提 出

福 井 県 知 事 石 田 嵩 人

第136号議案

令和7年度 福井県臨海工業用地等造成事業会計補正予算（第2号）

(総 則)

第1条 令和7年度福井県臨海工業用地等造成事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

(収益的収入および支出の補正)

第2条 令和7年度福井県臨海工業用地等造成事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入および支出の予定額を次のとおり補正する。（収益的収入中第1項営業外収益を第2項とし、新たに第1項営業収益を設ける。）

(科 目)	(補正前の額)	(補正額)	(計)
收			入
第1款 造 成 事 業 収 益	7,246千円	7,861千円	15,107千円
第1項 営 業 収 益		716千円	716千円
第2項 営 業 外 収 益	7,246千円	7,145千円	14,391千円
支			出
第1款 造 成 事 業 費 用		1千円	1千円
第1項 営 業 外 費 用		1千円	1千円

(資本的支出の補正)

第3条 予算第4条本文括弧書中、「資本的収入額が」を「資本的支出のうち福井臨海工業用地等造成事業費612,922千円の一部150,749千円は土地造成積立金を取り崩し、なお、資本的収入額が」に、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額「1,115,660千円」を「352,459千円」に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(補正前の額)	(補正額)	(計)
	支	出	
第1款 資本的支出	1,225,374千円	△ 612,453千円	612,921千円
第1項 福井臨海工業用地等造成事業費	1,225,374千円	△ 612,453千円	612,921千円

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正）

第4条 予算第7条に定めた経費の金額を次のとおり補正する。

(科 目)	(補正前の額)	(補正額)	(計)
(1) 職員給与費	38,647千円	△ 11,241千円	27,406千円

令和8年2月20日提出

福井県知事 石田嵩人

第137号議案

令和7年度 福井県工業用水道事業会計補正予算（第2号）

(総 則)

第1条 令和7年度福井県工業用水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

(業務の予定量の補正)

第2条 令和7年度福井県工業用水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

	(補 正 前)	(補 正 後)
(2) 給 水 量 福井臨海工業用水道	12,739,595 m ³ / 年 34,903 m ³ / 日	13,336,875 m ³ / 年 36,539 m ³ / 日

(収益的収入および支出の補正)

第3条 予算第3条に定めた収益的収入および支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(補正前の額)	(補正額)	(計)
收			入
第1款 工業用水道事業収益	818,378千円	30,678千円	849,056千円
第1項 営業収益	776,702千円	25,056千円	801,758千円
第2項 営業外収益	41,676千円	5,622千円	47,298千円
支			出
第1款 工業用水道事業費用	722,211千円	△ 5,811千円	716,400千円
第1項 営業費用	686,226千円	△ 18,820千円	667,406千円
第2項 営業外費用	35,985千円	13,009千円	48,994千円

(資本的収入および支出の補正)

第4条 予算第4条本文括弧書中、第一工業用水道設備改良費「11,506千円」を「7,370千円」に、臨海工業用水道設備改良費「160,198千円」を「239,773千円」に改め、資本的収入および支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(補正前の額)	(補正額)	(計)
収			入
第1款 資 本 的 収 入	464,719千円	△ 181,112千円	283,607千円
第1項 負 担 金	464,719千円	△ 252,012千円	212,707千円
第2項 国 庫 補 助 金		70,900千円	70,900千円
支			出
第1款 資 本 的 支 出	746,137千円	△ 105,673千円	640,464千円
第2項 第一工業用水道設備改良費	11,506千円	△ 4,136千円	7,370千円
第3項 臨海工業用水道設備改良費	558,906千円	△ 35,526千円	523,380千円
第4項 臨海工業用水道費	66,011千円	△ 66,011千円	0千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正)

第5条 予算第7条に定めた経費の金額を次のとおり補正する。

(科 目)	(補正前の額)	(補正額)	(計)
(1) 職 員 給 与 費	70,020千円	△ 2,157千円	67,863千円

令和 8 年 2 月 20 日 提 出

福井県知事 石田嵩人

第138号議案

令和7年度 福井県水道用水供給事業会計補正予算（第2号）

（総 則）

第1条 令和7年度福井県水道用水供給事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入および支出の補正）

第2条 令和7年度福井県水道用水供給事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入および支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（補正前の額）	（補正額）	（計）
	収	入	
第1款 水道事業収益	3,412,786千円	31,110千円	3,443,896千円
第1項 営業収益	3,004,418千円	340千円	3,004,758千円
第2項 営業外収益	408,368千円	30,770千円	439,138千円
	支	出	
第1款 水道事業費用	3,242,308千円	△ 5,439千円	3,236,869千円
第1項 営業費用	3,082,768千円	△ 38,769千円	3,043,999千円
第2項 営業外費用	159,540千円	33,330千円	192,870千円

（資本的収入および支出の補正）

第3条 予算第4条本文括弧書中、坂井地区水道用水供給事業設備改良費「242,659千円」を「65,719千円」に、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額「1,728,672千円」を「1,732,867千円」に改め、資本的収入および支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(補正前の額)	(補正額)	(計)
	収	入	
第1款 資 本 的 収 入		62,691千円	62,691千円
第1項 国 庫 補 助 金		62,691千円	62,691千円
	支	出	
第1款 資 本 的 支 出	1,971,331千円	△ 110,054千円	1,861,277千円
第2項 坂 井 地 区 水 道 用 水 供 給 事 業 設 備 改 良 費	608,449千円	△ 36,912千円	571,537千円
第3項 日 野 川 地 区 水 道 用 水 供 給 事 業 設 備 改 良 費	851,885千円	△ 73,142千円	778,743千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正)

第4条 予算第8条に定めた経費の金額を次のとおり補正する。

(科 目)	(補正前の額)	(補正額)	(計)
(1) 職 員 給 与 費	189,428千円	△ 2,707千円	186,721千円

令 和 8 年 2 月 20 日 提 出

福 井 県 知 事 石 田 嵩 人

第139号議案

令和7年度 福井県臨海下水道事業会計補正予算（第2号）

(総 則)

第1条 令和7年度福井県臨海下水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

(業務の予定量の補正)

第2条 令和7年度福井県臨海下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

	(補 正 前)	(補 正 後)
(1) 处 理 量	5,738,165 m ³ / 年 15,721 m ³ / 日	5,621,109 m ³ / 年 15,400 m ³ / 日

(収益的収入および支出の補正)

第3条 予算第3条に定めた収益的収入および支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(補正前の額)	(補正額)	(計)
收			入
第1款 下 水 道 事 業 収 益	1,249,651千円	△ 57,392千円	1,192,259千円
第1項 営 業 収 益	952,528千円	△ 53,848千円	898,680千円
第2項 営 業 外 収 益	297,123千円	△ 3,544千円	293,579千円
支			出
第1款 下 水 道 事 業 費 用	1,252,720千円	4,075千円	1,256,795千円
第1項 営 業 費 用	1,226,166千円	△ 8,303千円	1,217,863千円
第2項 営 業 外 費 用	26,554千円	12,378千円	38,932千円

(資本的収入および支出の補正)

第4条 予算第4条本文括弧書中、「33,461千円」を「27,500千円」に、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額「2,000千円」を「2,363千円」に改め、資本的収入および支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(補正前の額)	(補正額)	(計)
収 入			
第1款 資 本 的 収 入	216,308千円	△ 212,436千円	3,872千円
第1項 負 担 金	209,308千円	△ 209,308千円	0千円
第2項 国 庫 補 助 金	7,000千円	△ 3,128千円	3,872千円
支 出			
第1款 資 本 的 支 出	251,769千円	△ 218,034千円	33,735千円
第1項 福井臨海下水道設備改良費	39,849千円	△ 9,082千円	30,767千円
第2項 福井臨海下水道建設費	209,920千円	△ 209,315千円	605千円
第4項 国庫補助金返還金		363千円	363千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正)

第5条 予算第8条に定めた経費の金額を次のとおり補正する。

(科 目)	(補正前の額)	(補正額)	(計)
(1) 職 員 給 与 費	54,070千円	△ 2,055千円	52,015千円

令和 8 年 2 月 20 日 提 出

福井県知事 石田嵩人

第140号議案

令和7年度 福井県流域下水道事業会計補正予算（第1号）

（総 則）

第1条 令和7年度福井県流域下水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量の補正）

第2条 令和7年度福井県流域下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

	（補 正 前）	（補 正 後）
（2） 主要な建設改良事業	1,303,300千円	1,300,000千円

（収益的収入および支出の補正）

第3条 予算第3条に定めた収益的収入および支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（補正前の額）	（補正額）	（計）
第1款 下 水 道 事 業 収 益	2,670,872千円	△ 64,374千円	2,606,498千円
第2項 営 業 外 収 益	1,677,135千円	△ 64,374千円	1,612,761千円
支			
第1款 下 水 道 事 業 費 用	2,792,834千円	△ 9,110千円	2,783,724千円
第1項 営 業 費 用	2,765,128千円	△ 8,959千円	2,756,169千円
第2項 営 業 外 費 用	27,706千円	△ 151千円	27,555千円

（資本的収入および支出の補正）

第4条 予算第4条本文括弧書中、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額「75,587千円」を「75,637千円」に改め、資本的收

入および支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(補正前の額)	(補正額)	(計)
	収	入	
第1款 資 本 的 収 入	1,510,076千円	△ 3,350千円	1,506,726千円
第1項 企 業 債	289,000千円	△ 4,000千円	285,000千円
第2項 負 担 金	255,200千円	6,550千円	261,750千円
第4項 国 庫 支 出 金	757,900千円	△ 5,900千円	752,000千円
	支	出	
第1款 資 本 的 支 出	1,585,663千円	△ 3,300千円	1,582,363千円
第2項 建 設 改 良 費	1,303,300千円	△ 3,300千円	1,300,000千円

(企業債の補正)

第5条 予算第5条に定めた企業債を次のとおり補正する。

(補 正 前)					(補 正 後)				
起債の目的	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法	
九頭竜川流域 下水道事業費	289,000千円	普通貸借 または 証券発行 (政府資金、その他)	7.0% 以 内	償還年限 30年以内 (ただし、利率見直 し方式で借り入れ る政府資金及び地 方公共団体金融機 構資金について、 利率の見直しを行 った後においては、 当該見直し後の利 率)	285,000千円	普通貸借 または 証券発行 (政府資金、その他)	7.0% 以 内	償還年限 30年以内 (ただし、利率見直 し方式で借り入れ る政府資金及び地 方公共団体金融機 構資金について、 利率の見直しを行 った後においては、 当該見直し後の利 率)	

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正)

第6条 予算第8条に定めた経費を次のとおり補正する。

(科 目)	(補正前の額)	(補正額)	(計)
(1) 職 員 給 与 費	26,502千円	△ 6,626千円	19,876千円

(他会計からの補助金の補正)

第7条 予算第9条に定めた補助を受ける金額「227,583千円」を「227,480千円」に改める。

令 和 8 年 2 月 20 日 提 出

福井県知事 石田嵩人

第141号議案

福井県県有建築物整備基金条例の制定について

福井県県有建築物整備基金条例を次のように制定する。

令和8年2月20日提出

福井県知事 石田嵩人

福井県条例第 号

福井県県有建築物整備基金条例

(設置)

第1条 県が所有する建築物の計画的な調査、計画、設計、改修、更新および解体に要する経費の財源に充てるため、福井県県有建築物整備基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、一般会計の歳出予算の定めるところによる。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計の歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第5条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間および利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 知事は、第1条の経費の財源に充てるため、基金の全部または一部を処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提 案 理 由

県有建築物の計画的な調査、計画、設計、改修、更新および解体に要する経費の財源に充てるため、福井県県有建築物整備基金を設置したいので、この案を提出する。

第142号議案 福井県こども家族館の設置および管理に関する条例の一部改正について

福井県こども家族館の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和8年2月20日提出

福井県知事 石田嵩人

福井県条例第 号

福井県こども家族館の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例

福井県こども家族館の設置および管理に関する条例（平成19年福井県条例第50号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(入場料) 第10条 <u>あそび探検ゾーンまたは恐竜体験ゾーン</u> （以下「あそび探検ゾーン等」という。）に入場しようとする者は、入場料を指定管理者に納付しなければならない	(入場料) 第10条 <u>遊び体験ゾーン</u> に入場しようとする者は、入場料を指定管理者に納付しなければならない。
2・3 (略) (入場料の不還付) 第11条 指定管理者が既に収入として収受した入場料は、還付しないものとする。ただし、指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部または一部を還付することができる。 (1) 災害その他やむを得ない理由により <u>あそび探検ゾーン等</u> を利用することができなくなったとき。 (2) 前号に掲げるもののほか、入場料を納付した者の責めに帰することができ	2・3 (略) (入場料の不還付) 第11条 指定管理者が既に収入として収受した入場料は、還付しないものとする。ただし、指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部または一部を還付することができる。 (1) 災害その他やむを得ない理由により <u>遊び体験ゾーン</u> を利用することができなくなったとき。 (2) 前号に掲げるもののほか、入場料を納付した者の責めに帰することができ

ない理由によりあそび探検ゾーン等を利用することができなくなったとき。

別表（第10条関係）

区分		限度額（単位 円）
<u>あそび探検ゾーン1回入場券</u> により入場する場合	個人	一般 320 学生 150
	団体	1団の入場者の数が5人以上19人以下のもの 一般 290 1団の入場者の数が20人以上のもの 一般 240 学生 140
<u>あそび探検ゾーン定期入場券</u> により入場する場合	一般	3,150
	学生	1,580
<u>恐竜体験ゾーン1回入場券</u> により入場する場合	一般	320
	学生	150

備考

- 1 「あそび探検ゾーン1回入場券」とは、交付を受けた日において1回に限り、交付を受けた者があそび探検ゾーンに入場することができるものをいう。
- 2 「あそび探検ゾーン定期入場券」とは、交付を受けた日から起算して1年を経過するまでの期間において、交付を受けた者があそび探検ゾーンに入場することができるものをいう。
- 3・4 （略）
- 5 「恐竜体験ゾーン1回入場券」とは、交付を受けた日において1回に限り、交付を受けた者が恐竜体験ゾーンに入場することができるものをいう。

ない理由により遊び体験ゾーンを利用することができなくなったとき。

別表（第10条関係）

区分		限度額（単位 円）
<u>1回入場券</u> により入場する場合	個人	一般 320 学生 150
	団体	1団の入場者の数が5人以上19人以下のもの 一般 290 1団の入場者の数が20人以上のもの 一般 240 学生 140
<u>定期入場券</u> により入場する場合	一般	3,150
	学生	1,580

備考

- 1 「1回入場券」とは、交付を受けた日において1回に限り、交付を受けた者が遊び体験ゾーンに入場することができるものをいう。
- 2 「定期入場券」とは、交付を受けた日から起算して1年を経過するまでの期間において、交付を受けた者が遊び体験ゾーンに入場することができるものをいう。
- 3・4 （略）

附 則

この条例は、令和8年3月25日から施行する。

提 案 理 由

福井県こども家族館の恐竜体験ゾーンの運用開始に伴い、利用料金を新設したいので、この案を提出する。

第143号議案

福井県教育振興基金条例の制定について

福井県教育振興基金条例を次のように制定する。

令和8年2月20日提出

福井県知事 石田嵩人

福井県条例第 号

福井県教育振興基金条例

(設置)

第1条 公立の高等学校等（県が設置する高等学校、中等教育学校の後期課程および特別支援学校の高等部をいう。）における教育改革の推進のための事業に要する資金を積み立てるため、福井県教育振興基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、一般会計の歳出予算の定めるところによる。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計の歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。

(処分)

第5条 知事は、第1条の事業に要する経費の財源に充てる場合に限り、その全部または一部を処分することができる。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提 案 理 由

私立高校授業料無償化に併せて、国から交付される公立の高等学校等支援に対する資金を積み立てるため、福井県教育振興基金を設置したいので、この案を提出する。

第144号議案

県有財産の取得について

県管理道路の除雪用機械として、次のとおり物品を取得するものとする。

令和8年2月20日提出

福井県知事 石田嵩人

1 物品名 除雪トラック（7t級）2台

2 契約方法 一般競争入札

3 契約者 福井市重立町28字辻44番

UDトラックス株式会社福井カスタマーセンター

カスタマーセンター長 繁田治孝

4 契約金額 一金 87,560,000円

提案理由

地方自治法第96条第1項第8号および議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、この案を提出する。

第145号議案

県有財産の取得について

県立高等学校の学習用備品として、次のとおり物品を取得するものとする。

令和8年2月20日提出

福井県知事 石田嵩人

1 物品名 タブレット端末

2 契約方法 一般競争入札

3 契約者 福井市豊島1丁目3番1号

三谷商事株式会社

代表取締役社長 三 谷 聰

4 契約金額 一金 306,350,000円

提案理由

地方自治法第96条第1項第8号および議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、この案を提出する。

第146号議案

吉野瀬川ダム建設工事（ダム本体）請負契約の変更について

吉野瀬川ダム建設工事（ダム本体）請負契約を次のとおり変更して契約を締結する。

令和8年2月20日提出

福井県知事 石田嵩人

1 工事名称 吉野瀬川ダム建設工事（ダム本体）

2 工事場所 吉野瀬川ダム

越前市広瀬町地係

3 契約者 （株）安藤・間福井営業所、（株）建世、（株）清水組、谷口建設（株）、吉野瀬川ダム建設工事（ダム本体）特定建設工事共同企業体

代表者 福井市松本4丁目11番9号

株式会社安藤・間福井営業所

所長 荻内一弘

大野市春日3丁目20番7号

株式会社建世

代表取締役 前川修康

鯖江市鳥羽町22号52番地

株式会社清水組

代表取締役 清水道浩

越前市押田2丁目10番27号

谷口建設株式会社

代表取締役 谷口義幸

4 变更の内容	契約金額	変更前	一金 12,714,141,000円
		変更後	一金 13,365,396,000円

5 変更を必要とする理由

資材・労務単価の変動による新単価の適用および関連構造物の耐震性能確保に伴う対策工を実施する必要が生じた。

提 案 理 由

地方自治法第96条第1項第5号および議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、この案を提出する。

第147号議案

権利の放棄について

次に掲げる債権を放棄する。

令和8年2月20日提出

福井県知事 石田嵩人

放棄する債権の内容

区分	相手方	発生年度	金額
福井県病院事業の診療費等	[REDACTED]	平成12年度、平成13年度	40,020円
	[REDACTED]	平成14年度	4,060円
	[REDACTED]	平成18年度	422,260円
	[REDACTED]	平成19年度	42,960円
	[REDACTED]	平成19年度、平成22年度	1,004,330円
	[REDACTED]	平成20年度	382,525円
	[REDACTED]	平成21年度	31,120円
	[REDACTED]	平成21年度	21,150円
	[REDACTED]	平成21年度	33,000円

	平成22年度、平成23年度	366,290円
	平成22年度	17,570円
	平成23年度	14,110円
	平成23年度	9,940円
	平成26年度、平成27年度、平成28年度、平成29年度、平成30年度	675,210円
	平成27年度	60,000円
	平成27年度	44,290円
	平成28年度	7,020円
	平成28年度	4,970円
	平成29年度	57,970円
	平成29年度	12,210円
	平成29年度	234,930円
	平成30年度	7,280円
	平成30年度	61,380円
	平成30年度	6,510円
	令和 4 年度	825円
	令和 4 年度	586,810円
	令和 4 年度	35,960円
	令和 5 年度	128,080円
	令和 5 年度	74,580円
	令和 6 年度	74,020円

		令和 6 年度	103,607円
		令和 6 年度	41,720円
		令和 6 年度	173,150円
		令和 6 年度	92,650円

提 案 理 由

福井県病院事業の診療費等のうち、主債務者の死亡等により、回収の見込みがない債権について、権利を放棄したいので、地方自治法第96条第1項第10号の規定により、この案を提出する。

第148号議案

専決処分につき承認を求めることについて

令和7年度福井県一般会計補正予算（第5号）については、緊急施行を要したため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により次のとおり専決処分をしたから、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和8年2月20日提出

福井県知事 石田嵩人

専決第55号

令和7年度 福井県一般会計補正予算（第5号）

令和7年度福井県の一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 岁入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ624,734千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ556,532,893千円とする。

2 岁入歳出予算の補正の款項の区分および当該区分ごとの金額ならびに補正後の歳入歳出予算の金額は、「別表歳入歳出予算補正」による。

上記地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき専決処分する。

令和8年1月23日

福井県知事職務代理者 福井県副知事 中村保博

別 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
9 国庫支出金		89,285,550	624,734	89,910,284
	3 委託金	1,604,525	624,734	2,229,259
補正されたなかった款に係る額		466,622,609		466,622,609
歳 入 合 計		555,908,159	624,734	556,532,893

		歳 出	(単位 千円)	
款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		46,809,102	624,734	47,433,836
	5 選挙費	1,131,595	624,734	1,756,329
補正されなかつた款に係る額		509,099,057		509,099,057
歳 出	合 計	555,908,159	624,734	556,532,893

歳 入 歳 出 予 算 事 項 別 明 細 書

1 総 括

(歳 入)

(単位 千円)

款	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 県 税	144,211,166		144,211,166
2 地 方 消 費 税 清 算 金	41,516,296		41,516,296
3 地 方 譲 与 税	17,386,297		17,386,297
4 地 方 特 例 交 付 金	480,000		480,000
5 地 方 交 付 税	134,976,736		134,976,736
6 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	150,000		150,000
7 分 担 金 お よ び 負 担 金	3,067,306		3,067,306
8 使 用 料 お よ び 手 数 料	5,219,934		5,219,934
9 国 庫 支 出 金	89,285,550	624,734	89,910,284
10 財 産 収 入	1,244,364		1,244,364
11 寄 附 金	288,872		288,872
12 繰 入 金	10,872,059		10,872,059
13 繰 越 金	4,446,295		4,446,295
14 諸 収 入	35,990,284		35,990,284
15 県 債	66,773,000		66,773,000
歳 入 合 計	555,908,159	624,734	556,532,893

					(歳出)				(単位 千円)		
款		補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳						
					特定財源						
					国支出金	地方債	その他	一般財源			
1	議会費	1,057,499		1,057,499							
2	総務費	46,809,102	624,734	47,433,836	624,734						
3	民生費	53,859,131		53,859,131							
4	衛生費	28,837,484		28,837,484							
5	労働費	2,038,339		2,038,339							
6	農林水産費	39,664,404		39,664,404							
7	商工費	45,386,370		45,386,370							
8	土木費	78,449,469		78,449,469							
9	警察費	25,640,261		25,640,261							
10	教育費	104,206,368		104,206,368							
11	災害復旧費	8,542,697		8,542,697							
12	公債費	65,778,606		65,778,606							
13	諸支出金	54,938,429		54,938,429							
14	予備費	700,000		700,000							
歳出合計		555,908,159	624,734	556,532,893	624,734						

2 歳 入

(款) 9 国庫支出金

(単位 千円)

款 項	補 正 前 の 額	補 正 額	計	備 考
(款) 9 国庫支出金	89,285,550	624,734	89,910,284	
(項) 3 委 託 金	1,604,525	624,734	2,229,259	

(款) 9 国庫支出金 (項) 3 委託金						(単位 千円)
目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 総務費委託金	1,149,039	624,734	1,773,773	選挙費	624,734	

3 歳 出

(款) 2 総 務 費

(単位 千円)

款 項	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			備 考	
				特 定 財 源				
				国 支 出 金	地 方 債	そ の 他		
(款)								
2 総務費	46,809,102	624,734	47,433,836	624,734				
(項)								
5 選挙費	1,131,595	624,734	1,756,329	624,734				

(款) 2 総務費 (項) 5 選挙費									(単位 千円)			
目	補正前の額	補正額	計	節		事業名	金額	左の財源内訳			説明	
				区分	金額			特定財源				
								国支出金	地方債	その他		
6 衆議院議員選挙費		620,259	620,259	(1)報酬	173	衆議院議員選挙費	620,259	620,259				
				(7)報償費	70							
				(8)旅費	920							
				(10)需用費	22,473							
				(11)役務費	1,510							
				(12)委託料	15,955							
				(13)使用料および賃借料	663							
				(18)負担金補助および交付金	578,495							
				計		計	620,259	620,259				
7 最高裁判所裁判官国民審査費		4,475	4,475	(1)報酬	43	最高裁判所裁判官国民審査費	4,475	4,475				
				(8)旅費	6							
				(10)需用費	3,703							
				(11)役務費	303							
				(13)使用料および賃借料	10							
				(18)負担金補助および交付金	410							
				計		計	4,475	4,475				

報告第85号

専決処分の報告について

県有自動車の交通事故による損害賠償した額の決定および和解については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により次のとおり専決処分をしたから、同条第2項の規定により報告する。

令和8年2月20日提出

福井県知事 石田嵩人

専決第49号

損害賠償額の決定および和解について

次のとおり県有自動車による交通事故の損害賠償額の決定および和解をすることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、専決処分する。

令和8年1月6日

福井県知事職務代理者 福井県副知事 中村保博

1 損害を賠償し和解をする相手方

敦賀市 個人

2 損害賠償の額 1,029,109円

3 事故の態様

令和2年3月27日午後5時35分頃、敦賀児童相談所の県有自動車が、三方上中郡若狭町相田地係の国道において、道路標識に接触して横転し、当該自動車に同乗していた個人に傷害を与えたものである。

4 和解の内容

本件については、県の支払う損害賠償の額を前記のとおりとし、両当事者は、ともに将来にわたりいっさいの異議申立て、請求または争訟等は行わない。

報告第86号

専決処分の報告について

県有自動車の交通事故による損害賠償した額の決定および和解については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により次のとおり専決処分をしたから、同条第2項の規定により報告する。

令和8年2月20日提出

福井県知事 石田嵩人

専決第50号

損害賠償額の決定および和解について

次のとおり県有自動車による交通事故の損害賠償額の決定および和解をすることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、専決処分する。

令和8年1月6日

福井県知事職務代理者 福井県副知事 中村保博

1 損害を賠償し和解をする相手方

国土交通省嶺南河川国道維持出張所

2 損害賠償の額 113,664円

3 事故の態様

令和2年3月27日午後5時35分頃、敦賀児童相談所の県有自動車が、三方上中郡若狭町相田地係の国道において、相手方が所有する道路標識に接触して、当該物件に損害を与えたものである。

4 和解の内容

本件については、県の支払う損害賠償の額を前記のとおりとし、両当事者は、ともに将来にわたりいっさいの異議申立て、請求または争訟等は行わない。

報告第87号

専決処分の報告について

県有自動車の交通事故による損害賠償した額の決定および和解については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により次のとおり専決処分をしたから、同条第2項の規定により報告する。

令和8年2月20日提出

福井県知事 石田嵩人

専決第52号

損害賠償額の決定および和解について

次のとおり県有自動車による交通事故の損害賠償額の決定および和解をすることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、専決処分する。

令和8年1月7日

福井県知事職務代理者 福井県副知事 中村保博

1 損害を賠償し和解をする相手方

大阪府門真市 法人

2 損害賠償の額 468,000円

3 事故の態様

令和7年6月27日午後2時35分頃、福井警察署の県有自動車が、大阪府大阪市中央区南久宝寺町3丁目5番3号の市道において、相手方が所有する自動車に接触して、当該自動車に損害を与えたものである。

4 和解の内容

本件については、県の支払う損害賠償の額を前記のとおりとし、両当事者は、ともに将来にわたりいっさいの異議申立て、請求または争訟等は行わない。

報告第88号

専決処分の報告について

破損した側溝蓋による自動車損傷事故の損害賠償した額の決定および和解については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により次のとおり専決処分をしたから、同条第2項の規定により報告する。

令和8年2月20日提出

福井県知事 石田嵩人

専決第43号

損害賠償額の決定および和解について

次のとおり破損した側溝蓋による自動車損傷事故の損害賠償額の決定および和解をすることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、専決処分する。

令和7年11月11日

福井県知事 杉本達治

1 損害を賠償し和解をする相手方

三方上中郡若狭町 法人

2 損害賠償の額 22,506円

3 事故の態様

令和7年10月8日午後4時頃、一般国道162号三方上中郡若狭町鳥浜地係において、相手方が所有する自動車が破損した側溝蓋に接触して、当該自動車に損害を与えたものである。

4 和解の内容

本件については、県の支払う損害賠償の額を前記のとおりとし、両当事者は、ともに将来にわたりいっさいの異議申立て、請求または争訟等は行わない。

報告第89号

専決処分の報告について

道路の舗装剥がれによる自動車損傷事故の損害賠償した額の決定および和解については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により次のとおり専決処分をしたから、同条第2項の規定により報告する。

令和8年2月20日提出

福井県知事 石田嵩人

専決第44号

損害賠償額の決定および和解について

次のとおり道路の舗装剥がれによる自動車損傷事故の損害賠償額の決定および和解をすることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、専決処分する。

令和7年11月11日

福井県知事 杉本達治

1 損害を賠償し和解をする相手方

福井市 個人

東京都調布市 個人

2 損害賠償の額 136,033円

3 事故の態様

令和7年3月18日午後7時5分頃、主要地方道福井朝日武生線福井市渕4丁目地係において、福井市個人が所有する自動車が道路の舗装剥がれにはまり、東京都調布市個人に傷害を、当該自動車に損害を与えたものである。

4 和解の内容

本件については、県の支払う損害賠償の額を前記のとおりとし、両当事者は、ともに将来にわたりいっさいの異議申立て、請求または争訟等は行わない。

報告第90号

専決処分の報告について

トンネル上部からの落下物による自動車損傷事故の損害賠償した額の決定および和解については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により次のとおり専決処分をしたから、同条第2項の規定により報告する。

令和8年2月20日提出

福井県知事 石田嵩人

専決第45号

損害賠償額の決定および和解について

次のとおりトンネル上部からの落下物による自動車損傷事故の損害賠償額の決定および和解をすることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、専決処分する。

令和7年12月2日

福井県知事 杉本達治

1 損害を賠償し和解をする相手方

大野市 個人

2 損害賠償の額 36,146円

3 事故の態様

令和7年9月22日午後0時43分頃、一般国道158号福井市奈良瀬町地係において、相手方が所有する自動車がトンネル上部からの落下物に接触して、当該自動車に損害を与えたものである。

4 和解の内容

本件については、県の支払う損害賠償の額を前記のとおりとし、両当事者は、ともに将来にわたりいっさいの異議申立て、請求または争訟等は行わない。

報告第91号

専決処分の報告について

道路上の樹木による自動車損傷事故の損害賠償した額の決定および和解については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により次のとおり専決処分をしたから、同条第2項の規定により報告する。

令和8年2月20日提出

福井県知事 石田嵩人

専決第46号

損害賠償額の決定および和解について

次のとおり道路上の樹木による自動車損傷事故の損害賠償額の決定および和解をすることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、専決処分する。

令和7年12月2日

福井県知事 杉本達治

1 損害を賠償し和解をする相手方

福井市 法人

2 損害賠償の額 878,500円

3 事故の態様

令和7年7月22日午前0時20分頃、一般国道158号大野市野尻地係において、相手方が所有する自動車が道路上の樹木に接触して、当該自動車に損害を与えたものである。

4 和解の内容

本件については、県の支払う損害賠償の額を前記のとおりとし、両当事者は、ともに将来にわたりいっさいの異議申立て、請求または争訟等は行わない。

報告第92号

専決処分の報告について

道路上の雑草による自動車損傷事故の損害賠償した額の決定および和解については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により次のとおり専決処分をしたから、同条第2項の規定により報告する。

令和8年2月20日提出

福井県知事 石田嵩人

専決第47号

損害賠償額の決定および和解について

次のとおり道路上の雑草による自動車損傷事故の損害賠償額の決定および和解をすることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、専決処分する。

令和7年12月15日

福井県知事職務代理者 福井県副知事 中村保博

1 損害を賠償し和解をする相手方

福井市 個人

2 損害賠償の額 69,300円

3 事故の態様

令和7年10月10日午後2時10分頃、一般国道416号福井市大宮1丁目地係において、相手方が所有する自動車が道路上の雑草に接触して、当該自動車に損害を与えたものである。

4 和解の内容

本件については、県の支払う損害賠償の額を前記のとおりとし、両当事者は、ともに将来にわたりいっさいの異議申立て、請求または争訟等は行わない。

報告第93号

専決処分の報告について

道路上の樹木による自動車損傷事故の損害賠償した額の決定および和解については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により次のとおり専決処分をしたから、同条第2項の規定により報告する。

令和8年2月20日提出

福井県知事 石田嵩人

専決第48号

損害賠償額の決定および和解について

次のとおり道路上の樹木による自動車損傷事故の損害賠償額の決定および和解をすることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、専決処分する。

令和7年12月15日

福井県知事職務代理者 福井県副知事 中村保博

1 損害を賠償し和解をする相手方

越前市 個人

2 損害賠償の額 95,288円

3 事故の態様

令和7年11月2日午前0時15分頃、一般国道365号越前市白崎町地係において、相手方が所有する自動車が道路上の樹木に接触して、当該自動車に損害を与えたものである。

4 和解の内容

本件については、県の支払う損害賠償の額を前記のとおりとし、両当事者は、ともに将来にわたりいっさいの異議申立て、請求または争訟等は行わない。

報告第94号

専決処分の報告について

道路の舗装剥がれによる自動車損傷事故の損害賠償した額の決定および和解については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により次のとおり専決処分をしたから、同条第2項の規定により報告する。

令和8年2月20日提出

福井県知事 石田嵩人

専決第51号

損害賠償額の決定および和解について

次のとおり道路の舗装剥がれによる自動車損傷事故の損害賠償額の決定および和解をすることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、専決処分する。

令和8年1月7日

福井県知事職務代理者 福井県副知事 中村保博

1 損害を賠償し和解をする相手方

福井市 個人

2 損害賠償の額 39,809円

3 事故の態様

令和6年12月31日午後11時52分頃、一般国道476号福井市西河原町地係において、相手方が所有する自動車が道路の舗装剥がれにはまり、当該自動車に損害を与えたものである。

4 和解の内容

本件については、県の支払う損害賠償の額を前記のとおりとし、両当事者は、ともに将来にわたりいっさいの異議申立て、請求または争訟等は行わない。

報告第95号

専決処分の報告について

道路の段差による自転車転倒事故の損害賠償した額の決定および和解については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により次のとおり専決処分をしたから、同条第2項の規定により報告する。

令和8年2月20日提出

福井県知事 石田嵩人

専決第53号

損害賠償額の決定および和解について

次のとおり道路の段差による自転車転倒事故の損害賠償額の決定および和解をすることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、専決処分する。

令和8年1月8日

福井県知事職務代理者 福井県副知事 中村保博

1 損害を賠償し和解をする相手方

坂井市 個人

2 損害賠償の額 231,249円

3 事故の態様

令和7年5月1日午後9時40分頃、一般県道福井森田丸岡線福井市中藤新保町地係において、相手方が所有する自転車が道路の段差により転倒して、同人に傷害を、当該自転車に損害を与えたものである。

4 和解の内容

本件については、県の支払う損害賠償の額を前記のとおりとし、両当事者は、ともに将来にわたりいっさいの異議申立て、請求または争訟等は行わない。

報告第96号

専決処分の報告について

道路斜面から落下した石による自動車損傷事故の損害賠償した額の決定および和解については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により次のとおり専決処分をしたから、同条第2項の規定により報告する。

令和8年2月20日提出

福井県知事 石田嵩人

専決第54号

損害賠償額の決定および和解について

次のとおり道路斜面から落下した石による自動車損傷事故の損害賠償額の決定および和解をすることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、専決処分する。

令和8年1月8日

福井県知事職務代理者 福井県副知事 中村保博

1 損害を賠償し和解をする相手方

福井市

2 損害賠償の額 162,184円

3 事故の態様

令和7年12月10日午後2時15分頃、一般国道305号福井市蒲生町地係において、相手方が所有する自動車が道路斜面から落下した石に接触して、当該自動車に損害を与えたものである。

4 和解の内容

本件については、県の支払う損害賠償の額を前記のとおりとし、両当事者は、ともに将来にわたりいっさいの異議申立て、請求または争訟等は行わない。